

所定疾患施設療養費 治療実施状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に、評価されることとなりました。

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、毎年、前年度の治療実施状況を報告してまいります。

● 要件 ●

- ①肺炎等により治療を必要とする状態になった利用者に対し、治療管理として、検査・投薬・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであり、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時治療管理は同時に算定することはできない。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる状態は次の通りであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ④算定する場合においては、診断名・診断日・検査・投薬・注射・処置等の内容を、診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断・検査・治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成29年度 治療実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	7	5	3	3	7	5	5	2	0	3	2	5
日数	37	29	17	16	49	29	17	14	0	19	7	28